

## ○懲戒処分の量定意見に関する規則基準

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第106条の2第5項に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項又は司法書士法第60条の規定による報告に付す意見を決定するために必要な事項を定める。

(量定意見小理事会)

第2条 本会に、量定意見小理事会（以下「小理事会」という。）を置く。

2 小理事会は、前条に規定する意見に関して必要な審議を行う。

(小理事会の構成)

第3条 小理事会は、会長、副会長をもって構成する。

2 小理事会の構成員（以下「構成員」という。）は、理事会において選任する。

3 構成員の任期は、会則第29条第1項又は第2項に定める本会役員の任期による。

4 小理事会に議長1人及び副議長1人を置く。

5 議長は会長をもって充て、副議長は議長が指名する。

6 議長は、小理事会を主宰し、その事務を統括する。

7 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときはその職務を代行し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(議決の方法)

第4条 小理事会の議決は、出席した構成員の過半数をもって行う。

(参与)

第5条 小理事会には、1人又は2人以上の参与を置く。

2 参与は、会員でない学識経験者又は会員のうち理事会組織員でない者の中から、理事会において選任する。

3 小理事会には、会員でない参与を1人以上置かなければならない。

4 参与の任期は、構成員と同一とする。

5 参与は、小理事会において意見を述べることができる。

6 参与は、小理事会の議決に参加することができない。

7 参与は、その職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(除斥)

第6条 構成員又は参与は、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。

(1) 第1条に規定する報告の対象である会員（以下「対象会員」という。）と使用関係にあるとき。

(2) 対象会員と親族であるとき又はあったとき。

(3) 対象会員の補助人又は補助監督人であるとき。

(4) 対象会員が構成員又は参与の補助人又は補助監督人であるとき。

2 構成員又は会員である参与は、前項のほか、次に掲げる事由が存するときは、その職務から除斥される。

(1) 第1条に規定する報告の対象となったとき。

(2) 対象会員の社員又は使用人であるとき。

(忌避及び回避)

第7条 対象会員は、構成員又は参与について協議及び決定の公正を妨げるべき事情があるときは、小理事会に対し、その事情を明らかにして、当該構成員又は参与の忌避を申し立てることができる。

2 構成員又は参与は、自己に前項の事情があると思料するときは、小理事会の許可を得て、その事案について職務の執行を回避することができる。

(除斥又は忌避の決議)

第8条 小理事会は、構成員又は参与について除斥の事由又は忌避の事情があると認めるときは、除斥又は忌避の決議をする。

2 前項の場合において、当該構成員又は参与は決議に関与することができない。

3 除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。

(小理事会の運営)

第9条 小理事会は、議長が招集する。

2 小理事会を招集するには、会日から1週間前までに構成員及び参与に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

4 小理事会の議事は、公開しない。

5 小理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

6 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した構成員のうち1人が署名押印しなければならない。

(書面による決議)

第10条 議長は、構成員全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、決議の目的である事項について構成員の過半数が書面をもって同意を表したときは、小理事会の決議があったものとみなす。

3 小理事会に関する規定は、書面による決議に準用する。

(量定意見の決議)

第11条 会則第106条の2第1項又は第2項の意見を決定する決議は、第4条及び前条の規定にかかわらず、構成員の3分の2以上の多数で議決する。

2 議長は、前項の決議の内容及びその理由を記載した決議書を作成し、決議に加わった構成員全員が署名押印するものとする。

附 則

この規則は、平成26年10月1日(会則の変更の効力が生じた日)から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成29年5月20日から効力を生ずる。